

新発田市歯と口腔の健康づくり推進条例

生涯自分らしく彩りある豊かな人生を送ることは、全ての市民の願いです。

歯と口腔の健康は、単に食物を摂取することによる生命維持だけでなく、食事や会話を楽しむなど、生活の質の維持向上にとっても重要な役割を果たしています。

本市においては、長年にわたり、地域の歯科医師会をはじめ、関係機関及び関係団体などと密接に連携し、80歳で20本以上の歯を保つことを目標に、歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進してきました。

このことにより、市民の歯科保健意識が向上し、市民自ら取り組んだ結果、小児のむし歯数は減少し、高齢者の残存歯数も増加しました。また、歯と口腔に関する望ましい習慣が、個人、家庭、地域から次世代へと継承され始めています。

未来に向けて、誰もが願う健康長寿社会を実現するため、これまで以上に市民、行政及び関係機関が一体となり、歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが、市民の健康で質の高い生活にとって極めて重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するための基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策について基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯及び歯周支持組織を含めた口の健康を保持し、及び増進し、並びに口腔機能を向上させることをいう。
- (2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導（以下「歯科医療等」という。）に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 保健医療福祉教育関係者 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に従事する者であつて、歯科医療等に関連する分野に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 事業者 市内の事業所において従業員を雇用して事業を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 歯と口腔の健康づくりは、市民自らがその意義を自覚し、生涯にわたって自主的に取り組むことを基本として、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他歯科医療等に関連する施策との有機的な連携を図り、関係者の協力を得て、推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、歯科医師等、保健医療福祉教育関係者及び事業者との連携及び協力に努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯及び口腔の疾患の予防に向けた取組を行うとともに、市が実施する歯と口腔に関する取組を活用し、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

（歯科医師等の役割）

第6条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、保健医療福祉教育関係者と緊密な連携を図りつつ、良質かつ適切な歯科医療及び保健指導を行うよう努めるとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するものとする。

(保健医療福祉教育関係者の役割)

第7条 保健医療福祉教育関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりを推進し、その推進に当たっては、相互に連携を図りながら協力するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、従業員が歯科健診及び歯科保健指導を受ける機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康に関する知識並びに歯科疾患並びに歯及び口腔の外傷を予防するための取組に関する普及啓発を推進すること。
- (2) 生涯にわたる歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見並びに治療のために必要な施策を推進すること。
- (3) 全身疾患に関連する歯科疾患の予防及び治療が適切に行われるように関連分野との連携を推進すること。
- (4) 保護者による適切な歯と口腔の健康づくりが行われていない子どもに必要な施策を推進すること。
- (5) 歯科健診等又は歯科医療を受けることが困難な障がい児、障がい者、介護を必要とする者等に係る歯と口腔の健康づくりのための施策を推進すること。

- (6) 口腔に発生するがん等の対策を推進すること。
- (7) 災害時における被災者への歯及び口腔に係る必要な取組を推進すること。
- (8) 歯と口腔の健康づくりに関する施策の評価に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な取組を推進すること。

(基本計画の策定)

第10条 市長は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。